行事の共催及び後援に関する規程

公益財団法人千葉県スポーツ協会(以下「本協会」という。)以外のものの行う体育・スポーツ行事について、以下の要件を満たした場合、本協会は、専務理事の専決により共催及び後援することを認めることがある。

専務理事は、共催及び後援することを認めた場合、次の理事会及び評議員会で報告しなければならない。

1 主催者についての基準

- (1) 本協会加盟団体(中央競技団体含む)及びこれに準ずる団体であること。
- (2) 国又は地方公共団体の行政機関であること。
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体であること。(報道機関を含む)
- (4) 本協会が定款第3条の目的を達成することが可能であると認めた団体であること。

2 行事の内容

体育・スポーツの技術の向上及び育成・振興に寄与すると認められる講習会、研究会、競技会、その他集会又は催しであること。

3 規模

全県的な規模(隣接する場合及び参加者が全県に及ぶ場合を含む)又はこれに準ずる規模、若しくはそれ以上の規模であること。

4 申請

共催又は後援を申請しようとする場合は、共催(後援)承認申請書を、原則として行事開催1ケ月前までに本協会に提出すること。

【添付書類】

- (1) 大会要項
- (2) 収支予算書

なお、本協会加盟団体以外が主催する場合、専務理事は、組織沿革等の概要、役員表、事業計画、予算書、前回のプログラム等の関係書類の提出を求めることができる。

5 その他

- (1) 行事終了後、2 ケ月以内に実施報告書を提出すること。
- (2) 計画を変更した場合は、直ちに本協会に変更届を提出すること。
- (3) 児童生徒が参加する行事については、教育的見地から判断する。
- (4) 営利を目的とするもの、政治的目的を有するもの、宗教的目的を有するものは、共催又は後援をしないものとする。
- (5) 主催者は、安全面に配慮した行事運営を心がけるとともに、万一の事故に備え、保険加入等の措置を講ずること。

附則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。 (平成24年3月21日理事会議決)

2 平成31年4月1日 一部改定